

掛金がお手頃で安心の入院補償!!

フレンド共済21・Ⅱ型

暮らしの安心ライフプラン

掛金 4歳以上～70歳未満
月額 2,500円

掛金 70歳以上～80歳未満
月額 1,500円



この共済は、被共済者が交通傷害・傷害・疾病によって死亡または高度障害が生じた場合、交通傷害または傷害により後遺障害が生じた場合、交通傷害・傷害・疾病により入院した場合に共済金をお支払いします。

○商品の特長

1. 最高1日12,000円の高額な入院補償。(交通傷害による入院で55歳未満の場合)
2. 1日の入院でも共済金をお支払いします。(交通傷害と傷害の場合)
疾病による入院共済金は、連続5日以上入院が生じた場合、初日からお支払いします。
3. 被共済者が入院中に補償年齢群を超えたとき、超える前の入院共済金をお支払いします。
また、入院中の被共済者が満80歳に達した月の末日を超えたことにより更新継続ができない場合でも所定の入院共済金をお支払いします。(ただし、更新継続日より1年を限度とします)
4. 共済掛金は初回から口座振替となります。
5. 新規ご加入は、責任開始月現在で4歳から79歳未満の方となります。
6. 最終満期は満80歳に達した月の末日となります。
7. 健康告知書の審査によってご加入できます。

○補償の内容

補償内容	2,500円					1,500円	
	年齢区分	4歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上 80歳未満
入院	交通傷害のとき (1日目から120日限度)	12,000円	8,000円	5,000円	3,500円	3,000円	3,000円
	傷害のとき (1日目から120日限度)	7,000円	5,000円	4,500円	3,500円	3,000円	2,500円
	疾病のとき (連続して5日以上入院したとき) (初日にさかのぼり120日限度)	5,200円	3,300円	2,000円	1,500円	-	-
死亡 高度障害	交通傷害のとき	100万円					
	傷害のとき	100万円					
	疾病のとき	50万円		30万円		20万円	8万円
後遺障害	交通傷害のとき	3.5万円～100万円					
	傷害のとき	3.5万円～100万円					

○ご加入に際して

- 補償の開始は初回掛金を払い込んだ月の1日午前零時となります。
- 共済期間は1年間です。(翌年以降は自動更新されます)

※詳細は「約款」でご確認ください。
 ※疾病による入院の場合は、当初責任開始日後3か月以内の入院開始はお支払いできません。
 ※当初責任開始日後1年以内に悪性新生物、脳疾患、心疾患によって死亡または高度障害状態になった場合、共済金はお支払いできません。
 ※入院共済金は、1入院120日、1共済期間通算120日、通算700日を限度とします。
 ※後遺障害共済金のお支払いの場合、同一事故において後遺障害が2つ以上ある場合には、その各々の後遺障害の該当する等級の共済金の合算額をお支払いします。(ただし、100万円を限度とします)

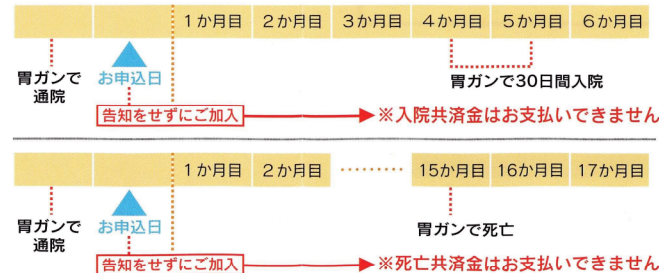
○「補償の開始」について

お申込日の翌月に初回掛金をご指定の口座から口座振替させていただきます。
 ・口座振替が行えた場合、契約は成立します。口座振替が行えなかった場合、契約は成立しません。



○健康告知について

健康告知は重要な事項です。以下のような場合は共済金をお支払いできません。



○共済掛金と払込方法

共済掛金は以下のとおりです。

契約年齢	年額・共済掛金	月額・共済掛金
4歳以上～70歳未満	30,000円	2,500円
70歳以上～80歳未満	18,000円	1,500円

(積立金はありません。)

- 共済掛金の払い込み方法は、年一括払いと月払いとがあります。
- 共済掛金収納は初回共済掛金より口座振替によって行います。初回共済掛金は責任開始月(加入月の翌月)の17日(祭日又は休日の場合は翌営業日)、2回目以降の共済掛金は以後毎月17日(祭日又は休日の場合は翌営業日)に口座振替させていただきます。
- 死亡および高度障害の共済金をお支払いする場合、1年分の共済掛金のうち分割払いの未納分を徴収させていただくことがあります。